

西宮市上下水道局職員安全衛生管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市上下水道局職員安全衛生管理規程（平成21年西宮市水道局管理規程第2号）第31条第2項の規定に基づき、西宮市上下水道局職員安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職に関する事。
- (2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条第1項各号に掲げる就業禁止に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の衛生管理に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって構成する。

- 2 委員は、職員及び産業医のうちから、管理者が指名する。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員のうちから、管理者が指名する。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(措置)

第5条 委員会において必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 主治医等の意見を聴くこと。
- (2) 委員が職員を診断すること。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道総務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。